

平成31年第1回（3月）上越市議会定例会

文教経済常任委員会資料

案件番号	案 件 名	提 出 課	ページ
議案第14号	平成30年度上越市一般会計補正予算(第6号)	産業振興課 産業立地課	1～7
議案第52号	上越市リフレッシュビレッジ施設条例の一部改正について	観光振興課	8～9
議案第53号	上越市安塚雪だるま高原条例の一部改正について		10～13
議案第54号	上越市吉川緑地等利用施設条例の一部改正について		14～15
議案第55号	上越市三和ネイチャーリングホテル米本陣条例の一部改正について		16～17
議案第56号	上越市うみてらす名立条例の一部改正について		18～21
議案第57号	上越市吉川ゆったりの郷条例の一部改正について		22～23
議案第58号	上越市牧湯の里深山荘条例の一部改正について		24～25
議案第59号	上越市柿崎マリンホテルハマナス条例の一部改正について		26～27
議案第60号	上越市大潟健康スポーツプラザ鶴の浜人魚館条例の一部改正について		28～30
議案第61号	上越市吉川スカイトピア遊ランド条例の一部改正について		31～32
議案第62号	上越市板倉保養センター条例の一部改正について		33～34
議案第71号	指定管理者の指定について(くわどり湯ったり村、ヨーデル金谷、ゆったりの家)		観光振興課
議案第72号	指定管理者の指定について(安塚雪だるま高原(キューピッドバレイスキー場等4施設))	38～40	
議案第73号	指定管理者の指定について(三和ネイチャーリングホテル米本陣)	41～43	

案件番号	案 件 名	提 出 課	ページ
議案第74号	指定管理者の指定について(うみてらす名立)	観光振興課	44～46
議案第75号	指定管理者の指定について(吉川ゆったりの郷)		47～49
議案第76号	指定管理者の指定について(柿崎マリンホテルハマナス)		50～52
議案第77号	指定管理者の指定について(大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館)		53～55
議案第78号	指定管理者の指定について(板倉保養センター)		56～58
議案第1号	平成31年度上越市一般会計予算	産業振興課ほか	59～141

※新元号が未定であるため、改元が予定されている日以降の年についても「平成」により表記しています。

※「指定管理者の指定について」の議案に関する委員会資料の中で、当該指定に係る債務負担行為について説明しています。

予算案件における目標の記載について

全ての事業を義務的事業、経常的事業、政策的事業に分類し、下記のように整理して記載しています。

- 1 義務的事業…生活保護など扶助費全般や戸籍事務、国県事業等への負担など
 - ・法定受託事務など法令等の目的・趣旨と事業の目的と合致しており、市民に安定的にサービスを提供することが目標であるため記載しません。
 - ・市の政策としてサービスを付加する場合は記載しています。
- 2 経常的事業…財務会計事務、契約事務、庶務事務、施設の維持管理運営など
 - ・行政運営に必要不可欠な財務会計事務などの内部管理事務については、滞りなく実施することが目標であるため記載しません。
 - ・施設の維持管理運営は、適切な維持管理と運営により市民等が安全安心に利用できることが目標であるため記載しません。ただし、施設の付加価値を高めるための取組を実施し、入館者数や利用者数などを設定できる場合は目標を記載しています。
- 3 政策的事業…上記以外の事業
 - ・全ての事業について目標を記載しています。

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第14号
提出課	産業振興課

歳出科目 (P66~P67)	5款1項1目	労働諸費
----------------	--------	------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
勤労者福祉事業	288,812	△7,308	281,504

主な補正財源		主な経費	
諸収入	△7,308	貸付金	△7,308

【補正理由】

勤労者住宅建築資金の貸付けに係る預託額の確定にあわせて予算を整理するもの

【補正内容】

項目	補正前	補正額	補正後
貸付金	287,513	△7,308	280,205
勤労者住宅建築資金預託金	287,513	△7,308	280,205

歳出科目 (P70~P71)	7款1項2目	商工振興費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
中小企業融資支援事業	1,742,811	△406,501	1,336,310

主な補正財源		主な経費	
諸収入	△406,501	貸付金	△406,501

【補正理由】

中小企業者向け制度資金の貸付に係る預託額の確定にあわせて予算を整理するもの

【補正内容】

項目	補正前	補正額	補正後
貸付金	1,667,070	△406,501	1,260,569
地方産業育成資金預託金	78,000	0	78,000
中小企業振興資金預託金	14,000	△1,879	12,121
中小小売業活性化支援資金預託金	470	△52	418
工場移転特別資金預託金	12,000	△7,226	4,774
経営改善支援資金(景気対策特別資金)預託金	1,500,000	△383,526	1,116,474
経営力強化資金預託金	60,000	△12,508	47,492
中心市街地活性化資金預託金	2,600	△1,310	1,290

歳出科目 (P70~P71)	7 款 1 項 2 目	商工振興費
----------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
商業振興支援事業	70,559	△2,902	67,657

主な補正財源		主な経費	
一般財源	△2,902	負担金補助及び交付金	△2,902

【補正理由】

地域商業活性化事業補助金の交付額が当初の見込みを下回ることから減額するもの

【補正内容】

項目	補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	29,475	△2,902	26,573
地域商業活性化事業補助金	29,475	△2,902	26,573

歳出科目 (P70～P71)	7款1項2目	商工振興費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
中心市街地活性化対策事業	606,853	△30,842	576,011

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	△16,861	負担金補助及び交付金	
諸収入	1,080		△30,842
一般財源	△15,061		

○中心市街地活性化推進事業

【補正理由】

優良建築物等整備事業補助金の交付額が当初の見込みを下回ることから減額するもの

【補正内容】

(歳入)

項目	補正前	補正額	補正後
国庫支出金	275,342	△15,261	260,081
社会資本整備総合交付金	275,342	△15,261	260,081

(歳出)

項目	補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	575,148	△30,842	544,306
優良建築物等整備事業補助金	574,742	△30,842	543,900

○まちづくり会社交付金事業

【補正理由】

一般財団法人地域活性化センター助成金の事業採択を受けたことに伴い社会資本整備総合交付金の配分額を見直し、財源を組み替えるもの

【補正内容】

(歳入)

項目	補正前	補正額	補正後
国庫支出金	1,600	△1,600	0
社会資本整備総合交付金	1,600	△1,600	0
雑入	0	1,080	1,080
地域活性化センター助成金	0	1,080	1,080

歳出科目 (P70~P71)	7款1項2目	商工振興費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
住宅建築促進事業	1,825,748	△17,179	1,808,569

主な補正財源		主な経費	
諸収入	△17,179	貸付金	△17,179

【補正理由】

住宅建築等促進資金及び持家住宅低利建築資金の貸付けに係る預託額の確定にあわせて予算を整理するもの

【補正内容】

項目	補正前	補正額	補正後
貸付金	1,825,748	△17,179	1,808,569
住宅建築等促進資金預託金	1,807,789	△16,697	1,791,092
持家住宅低利建築資金預託金	17,959	△482	17,477

歳出科目 (P70~P71)	7款1項2目	商工振興費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
設備投資促進事業	300,616	△39,801	260,815

主な補正財源		主な経費	
諸収入	△20,492	負担金補助及び交付金	
一般財源	△19,309		△19,309
		貸付金	△20,492

【補正理由】

新潟県南部産業団地の分譲に伴い、産業団地等取得補助金を増額するほか、企業設置等奨励金の支出見込み及び工場等設置資金の貸付けに係る預託額の確定にあわせて予算を整理するもの

【補正内容】

項目	補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	250,430	△19,309	231,121
企業設置等奨励金	232,933	△26,022	206,911
産業団地等取得補助金	17,497	6,713	24,210
貸付金	50,036	△20,492	29,544
工場等設置資金預託金	50,036	△20,492	29,544

○産業団地等取得補助金の内容

1 補助対象面積 3,638.95 m²

2 補助金交付見込額 6,713 千円 (千円未満切り捨て)

購入価格の100分の15

$$3,638.95 \text{ m}^2 \times 12,300 \text{ 円/m}^2 \times 15/100 = 6,713,862 \text{ 円}$$

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第 5 2 号
提 出 課	観光振興課

上越市リフレッシュビレッジ施設条例の一部改正について

1 改正理由

本年 10 月からの消費税率の引上げを受け、くわどり湯ったり村及びゆったりの家の利用料金の上限額を改定するほか、所要の改正を行うもの

2 改正内容

(1) 施設の利用料金の上限額及び年齢区分を次のように改定する。(別表第 2 関係)

施設名等			単 位	現 行	改定後
くわど り湯っ たり村	浴場	中学生以上	1 人につき	520 円	700 円
		小学生		310 円	350 円
		未就学児 (3 歳以上)			
ゆった りの家	宿泊室	中学生以上	1 人につき	5,660 円	5,760 円
		小学生		3,400 円	3,460 円
	休憩利用	1 室 1 時間につき	1,550 円	1,580 円	
研修室	3,600 円		3,670 円		
ゆった りの家	山里文化体験交流施設		1 棟 1 時間につき	560 円	570 円

(2) 宿泊室の利用について、休日の前日若しくは土曜日の場合又は 1 室 2 人以下の場合の加算金上限額を、1,550 円から 1,580 円(いずれの場合にも該当する場合の加算金を、現行の 3,100 円から 3,160 円)に改定する。(別表第 2 関係)

(3) (1)及び(2)の改正は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第 2 項関係)

3 施行期日

平成 31 年 10 月 1 日

4 上越市リフレッシュビレッジ施設条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案					改 正 前				
別表第 2 (第 15 条関係)					別表第 2 (第 15 条関係)				
施設名等	単位	上限額	摘要		施設名等	単位	上限額	摘要	
中学生以上	1 人につき	700 円	・ 宿泊利用者及び 3 歳未満の乳幼児		中学生以上	1 人につき	520 円	・ 未就学児及び宿泊利用者は、無料	

改正案

改正前

くわどり湯ったり村	浴場	小学生以下	350円	は、無料とする。
	宿泊利用	中学生以上	5,760円	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児は、無料とする。 ・飲食料金を除く。 ・休日の前日若しくは土曜日の場合又は1室2人以下の場合の上限額は、定額に1,580円（いずれの場合にも該当するときは、3,160円）を加算した額とする。
		1人につき		
	休憩利用	1室	1,580円	
	研修室	1時間につき	3,670円	
ゆったり山里文化体験交流施設の家	1棟	1時間につき	570円	<ul style="list-style-type: none"> ・営利又は営業上の目的で利用する場合の上限額は、定額の200パーセントの額とする。

備考 略

くわどり湯ったり村	浴場	小学生	310円	とする。
	宿泊利用	一般	5,660円	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児は、無料とする。 ・飲食料金を除く。 ・休日の前日若しくは土曜日の場合又は1室2人以下の場合の上限額は、定額に1,550円（いずれの場合にも該当するときは、3,100円）を加算した額とする。
		1人につき		
	休憩利用	1室	1,550円	
	研修室	1時間につき	3,600円	
ゆったり山里文化体験交流施設の家	1棟	1時間につき	560円	<ul style="list-style-type: none"> ・営利又は営業上の目的で利用する場合の上限額は、定額の200パーセントの額とする。

備考 略

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第 5 3 号
提 出 課	観光振興課

上越市安塚雪だるま高原条例の一部改正について

1 改正理由

本年 10 月からの消費税率の引上げを受け、キューピッドバレイスキー場、棚田動植物公園、菱ヶ岳グリーンパーク及びゆきだるま温泉雪の湯の利用料金の上限額を改定するほか、所要の改正を行うもの

2 改正内容

(1) 施設の利用料金の上限額及び年齢区分を次のように改定する。(別表関係)

施設の名称	区 分		単 位	現 行	改定後	
キューピッドバレイスキー場	キューピッドビレッジ	宿泊利用	1 人 1 泊	15,430 円	15,720 円	
		日帰り利用	1 室 1 回	5,150 円	5,240 円	
	久比岐野	宿泊利用	1 人 1 泊	8,230 円	8,380 円	
		日帰り利用	1 室 1 回	20,580 円	20,960 円	
		入浴利用	中学生以上	1 人 1 回	1,030 円	600 円
	小学生以下			350 円		
	センターハウス	食堂		1 回	102,860 円	104,770 円
		ホール			51,430 円	52,390 円
		休憩室			51,430 円	52,390 円
	プラザ 2			51,430 円	52,390 円	
	プラザ 3			51,430 円	52,390 円	
	ゴンドラ			1 人 1 回	2,060 円	2,100 円
	リフト			1 人 1 回	1,030 円	1,050 円
	テニスコート			1 面 2 時間	2,060 円	2,100 円
	サマーボブスレー			1 回	520 円	530 円
	パークゴルフ				1,030 円	1,050 円
ふれあい昆虫館			1 人	310 円	320 円	
棚田動植物公園	キャンプ場	火炊き場及び炊事場	1 人	520 円	530 円	
菱ヶ岳グリーンパーク	キャンプ場	貸テント	1 張	2,060 円	2,100 円	
		テント持込み		720 円	740 円	

		火炊き場及び炊事場	1人	110円	110円
ゆきだるま 温泉雪の湯	浴場	中学生以上	1人1回	1,030円	700円
		小学生以下			350円
	広間	1室1回	30,860円	31,430円	
	個室		30,860円	31,430円	

(2) (1)の改正は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

平成31年10月1日

4 上越市安塚雪だるま高原条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案					改 正 前				
別表(第15条関係)					別表(第15条関係)				
施設 の 名 称	区 分	単 位	上 限 額	摘 要	施設 の 名 称	区 分	単 位	上 限 額	摘 要
キューピット ビル 久比岐野 スキー場	キューピット 宿泊利用	1人 1泊	15,720円	・飲食料 金を除く。	キューピット ビル 久比岐野 スキー場	キューピット 宿泊利用	1人 1泊	15,430円	・飲食料 金を除く。
	ビル 日帰り利 用	1室 1回	5,240円			ビル 日帰り利 用	1室 1回	5,150円	
	宿泊利用	1人 1泊	8,380円	・飲食料 金を除く。		宿泊利用	1人 1泊	8,230円	・飲食料 金を除く。
	久比岐野 日帰り利 用	1室 1回	20,960円	・午後4 時までの 利用及び 午後4時 からの利 用をそれ ぞれ1回 として計 算する。		久比岐野 日帰り利 用	1室 1回	20,580円	・午後4 時までの 利用及び 午後4時 からの利 用をそれ ぞれ1回 として計 算する。

改 正 案

改 正 前

改 正 案				改 正 前					
	入浴利用	<ul style="list-style-type: none"> 中学生以上 1人 小学生以下 1回 	<ul style="list-style-type: none"> 600円 350円 	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満の乳幼児は、無料とする。 		入浴利用	<ul style="list-style-type: none"> 1人 1回 	1,030円	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満の乳幼児は、無料とする。
センターハウス	<ul style="list-style-type: none"> 食堂 ホール 休憩室 	1回	<ul style="list-style-type: none"> 104,770円 52,390円 52,390円 	<ul style="list-style-type: none"> ・占用利用する場合に限る。 	センターハウス	<ul style="list-style-type: none"> 食堂 ホール 休憩室 	1回	<ul style="list-style-type: none"> 102,860円 51,430円 51,430円 	<ul style="list-style-type: none"> ・占用利用する場合に限る。
	プラザ2		52,390円			プラザ2		51,430円	
	プラザ3		52,390円			プラザ3		51,430円	
	ゴンドラ	1人 1回	2,100円	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児は、無料とする。 ・ゲレンデの利用者が利用する場合の額とする。 		ゴンドラ	1人 1回	2,060円	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児は、無料とする。 ・ゲレンデの利用者が利用する場合の額とする。
	リフト		1,050円			リフト		1,030円	
	テニスコート	1面 2時間	2,100円	<ul style="list-style-type: none"> ・利用時間が2時間に満たないときは、2時間として計算する。 		テニスコート	1面 2時間	2,060円	<ul style="list-style-type: none"> ・利用時間が2時間に満たないときは、2時間として計算する。
	サマーボブスレー	1回	530円	<ul style="list-style-type: none"> ・リフト代を含む。 		サマーボブスレー	1回	520円	<ul style="list-style-type: none"> ・リフト代を含む。
	パークゴルフ		1,050円			パークゴルフ		1,030円	
	ふれあい昆虫館	1人	320円	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児は、無料とする。 		ふれあい昆虫館	1人	310円	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児は、無料とする。

改正案					改正前						
棚田 動植物 公園	キャン プ場	火炊き 場及び 炊事場	1人	530円		棚田 動植物 公園	キャン プ場	火炊き 場及び 炊事場	1人	520円	
菱ヶ 岳グ リー ンパ ーク	キャン プ場	貸テン ト	1張	2,100円		菱ヶ 岳グ リー ンパ ーク	キャン プ場	貸テン ト	1張	2,060円	
		テント 持込み		740円				テント 持込み		720円	
		火炊き 場及び 炊事場	1人	110円				火炊き 場及び 炊事場	1人	110円	
ゆき だる ま温 泉雪 の湯	浴場	中学生 以上	1人 1回	700円	・3歳未 満の乳 幼児は、 無料と する。	ゆき だる ま温 泉雪 の湯		浴場	1人 1回	1,030円	・3歳未 満の乳 幼児は、 無料と する。
		小学生 以下		350円							
	広間	1室 1回	31,430円	・午後4 時まで の利用 及び午 後4時 からの 利用を それぞ れ1回 として 算出す る。					31,430円	・午後4 時まで の利用 及び午 後4時 からの 利用を それぞ れ1回 として 算出す る。	
広間	1室 1回	30,860円	30,860円		30,860円						
						個室	30,860円				
備考 略					備考 略						

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第54号
提 出 課	観光振興課

上越市吉川緑地等利用施設条例の一部改正について

1 改正理由

本年10月からの消費税率の引上げを受け、吉川緑地等利用施設の利用料金の上限額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設の利用料金の上限額を次のように改定する。(別表第1関係)

区 分			単 位	現 行	改 定 後
キャンプ場	テント持込み	5人以下用のテント	1張1泊	520円	530円
		6人以上用のテント		620円	630円
バンガロー	日帰り	午前 (8:00~12:00)	1棟	1,030円	1,050円
		午後 (12:00~16:00)		1,030円	1,050円
		全日 (8:00~16:00)		2,060円	2,100円
	宿泊		3,090円	3,150円	
スポーツ ライド	小学生		1回	310円	320円
	中学生以上			420円	420円

(2) スポーツライド回数利用券の料金の上限額を次のように改定する。(別表第2関係)

区 分	現 行	改 定 後
スポーツライド回数利用券	1,030円	1,050円

(3) (1)の改正は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用について適用し、施行日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

(4) (2)の改正は、施行日以後に発行する回数利用券について適用し、施行日前に発行された回数利用券については、なお従前の例によることとする。(附則第3項関係)

3 施行期日

平成31年10月1日

4 上越市吉川緑地等利用施設条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改正案				改正前				
別表第1 (第15条関係)				別表第1 (第15条関係)				
区分		単位	上限額	区分		単位	上限額	
キャンプ場	5人以下用のテント	1張	530円	キャンプ場	5人以下用のテント	1張	520円	
	持込み 6人以上用のテント	1泊	630円		持込み 6人以上用のテント	1泊	620円	
バンガロー	日帰り	1棟	午前(8:00~12:00)	1,050円	バンガロー	日帰り	午前(8:00~12:00)	1,030円
			午後(12:00~16:00)	1,050円			午後(12:00~16:00)	1,030円
			全日(8:00~16:00)	2,100円			全日(8:00~16:00)	2,060円
	宿泊		3,150円	宿泊	3,090円			
スポーツスライド	小学生	1回	320円	スポーツスライド	小学生	1回	310円	
	中学生以上		420円		中学生以上		420円	
備考 略				備考 略				
別表第2 (第15条関係)				別表第2 (第15条関係)				
区分		上限額		区分		上限額		
スポーツスライド回数利用券		1,050円		スポーツスライド回数利用券		1,030円		
備考 略				備考 略				

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第55号
提 出 課	観光振興課

上越市三和ネイチャーリングホテル米本陣条例の一部改正について

1 改正理由

本年10月からの消費税率の引上げを受け、三和ネイチャーリングホテル米本陣の利用料金の上限額を改定するほか、所要の改正を行うもの

2 改正内容

(1) 施設の利用料金の上限額及び年齢区分を次のように改定する。(別表関係)

区 分		単 位	現 行	改 定 後	
宿 泊 室	宿 泊 利 用	中 学 生 以 上	1 人 1 泊	5,660 円	5,760 円
		小 学 生		3,400 円	3,460 円
	日 帰 り 利 用		1 室	1 時 間 に つ き 1,550 円	1 時 間 に つ き 1,580 円
ロ グ ハ ウ ス		1 棟 1 泊	6 人 以 下 25,720 円	6 人 以 下 26,200 円	
会 議 室		1 室	1 時 間 に つ き 5,150 円	1 時 間 に つ き 5,240 円	
浴 室	中 学 生 以 上		1 人	520 円	700 円
	小 学 生				350 円
	未 就 学 児 (3 歳 以 上)				

(2) 特別宿泊室を利用する場合の加算金上限額を、1室1泊当たり10,290円から10,480円に改定する。(別表関係)

(3) 休日の前日若しくは土曜日の宿泊又は1室2人以下の宿泊をする場合の加算金上限額を、2,060円から2,100円(いずれの場合にも該当するときの加算金上限額は、4,120円から4,200円)に改定する。(別表関係)

(4) 休日の前日又は土曜日にログハウスを利用する場合の加算金上限額を、5,150円から5,240円に改定する。なお、1棟を7人以上で利用する場合の加算金上限額を、1人につき2,060円から2,100円に改定する。(別表関係)

(5) (1)から(4)までの改正は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

平成31年10月1日

4 上越市三和ネイチャーリングホテル米本陣条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改正案				改正前			
別表(第15条関係)				別表(第15条関係)			
区分	単位	上限額	摘要	区分	単位	上限額	摘要
宿泊室	中学生以上	1人1泊	<ul style="list-style-type: none"> 未就学児は、無料とする。 飲食料金を除く。 特別宿泊室を利用する場合は、左に定める額に1室1泊当たり10,480円を加算した額を上限額とする。 休日の前日若しくは土曜日の宿泊の場合又は1室2人以下の宿泊の場合は、左に定める額に2,100円(いずれの場合にも該当するときは、4,200円)を加算した額を上限額とする。 	宿泊利用	小学生	1人1泊	<ul style="list-style-type: none"> 未就学児は、無料とする。 飲食料金を除く。 特別宿泊室を利用する場合は、左に定める額に1室1泊当たり10,290円を加算した額を上限額とする。 休日の前日若しくは土曜日の宿泊の場合又は1室2人以下の宿泊の場合は、左に定める額に2,060円(いずれの場合にも該当するときは、4,120円)を加算した額を上限額とする。
	小学生	3,460円			一般	5,660円	
	日帰り利用	1室	1時間につき 1,580円		日帰り利用	1室	1時間につき 1,550円
ログハウス	1棟6人以下 1泊	26,200円	<ul style="list-style-type: none"> 未就学児は、無料とする。 休日の前日又は土曜日に利用する場合は、左に定める額に5,240円を加算した額を上限額とする。 1棟を7人以上で利用する場合は、左に定める額に1人につき2,100円を加算した額を上限額とする。 	ログハウス	1棟6人以下 1泊	25,720円	<ul style="list-style-type: none"> 未就学児は、無料とする。 休日の前日又は土曜日に利用する場合は、左に定める額に5,150円を加算した額を上限額とする。 1棟を7人以上で利用する場合は、左に定める額に1人につき2,060円を加算した額を上限額とする。
会議室	1室	1時間につき 5,240円		会議室	1室	1時間につき 5,150円	
浴室	中学生以上	1人	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊利用者及び3歳未満の乳幼児は、無料とする。 	浴室	小学生以下	1人	<ul style="list-style-type: none"> 未就学児及び宿泊利用者は、無料とする。
	小学生以下	350円			小学生	520円	
備考 略				備考 略			

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第56号
提 出 課	観光振興課

上越市うみてらす名立条例の一部改正について

1 改正理由

本年10月からの消費税率の引上げを受け、うみてらす名立の利用料金の上限額を改定するほか、所要の改正を行うもの

2 改正内容

(1) 施設の利用料金の上限額及び年齢区分を次のように改定する。(別表第1、別表第2関係)

ア 健康交流館ゆらら

施 設	区 分	単 位	現 行	改定後
大浴場及び屋内プール	中学生以上	1 人	1,650円	1,860円
	小学生		1,240円	1,030円
	未就学児(3歳以上)		830円	
大浴場	中学生以上		830円	800円
	小学生		620円	300円
	未就学児(3歳以上)		420円	
屋内プール	中学生以上		1,240円	1,260円
	小学生		830円	840円
	未就学児(3歳以上)		620円	
屋外プール				520円
個室	1時間につき	1室	2,060円	2,100円

イ 交流促進施設光鱗

区 分			単 位	現 行	改定後
宿 泊 室	和室	中学生以上	1人1泊につ き	11,830円	12,050円
		小学生		10,290円	10,480円
		未就学児(3歳以上)		7,200円	7,340円
	洋室	中学生以上		11,320円	11,530円
		小学生		9,780円	9,960円
		未就学児(3歳以上)		6,690円	6,810円
		中学生以上		27,260円	27,770円

フレンズ ルーム	小学生	25,720 円	26,200 円
	未就学児（3歳以上）	22,630 円	23,050 円
	中学生以上	42,180 円	42,960 円
	小学生	40,630 円	41,390 円
	未就学児（3歳以上）	37,550 円	38,240 円
ステュー ディオ ール ーム			
日帰り利用	1室1時間につき	2,060 円	2,100 円
多目的ホール	4時間まで	30,860 円	31,430 円
	4時間を超える場合1時間につき	15,430 円	15,720 円

ウ 健康交流館ゆららの大広間その他共有スペース、交流促進施設光鱗のロビーその他共有スペース及び屋外共有スペース（特例占用時有料施設）

区 分	単 位	現 行	改定後
特例占用時有料施設の全部 又は一部を占用して利用す る場合	4時間まで	51,430 円	52,390 円
	4時間を超える場合1時間につき	30,860 円	31,430 円

(2) (1)の改正は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。（附則第2項関係）

3 施行期日

平成31年10月1日

4 上越市うみてらす名立条例改正案新旧対照表

（下線部分及び太枠部分が改正箇所）

改 正 案				改 正 前			
別表第1（第15条関係）				別表第1（第15条関係）			
(1) 健康交流館ゆらら				(1) 健康交流館ゆらら			
施設	区分	単位	上限額	施設	区分	単位	上限額
大浴場及び 屋内プール	中学生以上	1人	1,860 円	大浴場及び 屋内プール	中学生以上	1人	1,650 円
	小学生以下		1,030 円		小学生		1,240 円
大浴場	中学生以上		800 円		大浴場		中学生以上
	小学生以下		300 円	小学生			620 円
屋内プール	中学生以上	1,260 円	屋内プール	未就学児		420 円	
	小学生以下	840 円		中学生以上	1,240 円		
					小学生	830 円	
				未就学児	620 円		

改正案

屋外プール		530 円
個室	1 時間につき 1 室	2,100 円

備考

- 1 略
 - 2 3歳未満の乳幼児は、無料とする。
 - 3 略
- (2) 交流促進施設光鱗

区分		単位	上限額	
宿泊利用 宿泊室	和室	中学生以上	12,050 円	
		小学生	10,480 円	
		未就学児	7,340 円	
	洋室	中学生以上	11,530 円	
		小学生	9,960 円	
		未就学児	6,810 円	
	フレン ズルー ム	中学生以上	1人 1泊につき	27,770 円
		小学生		26,200 円
		未就学児		23,050 円
	ステュ ーデー オール ム	中学生以上		42,960 円
		小学生		41,390 円
		未就学児		38,240 円
日帰り利用	1 室 1 時間 につき	2,100 円		
多目的ホール	4 時間 まで	31,430 円		
	4 時間 を超える 場合 1 時間 につき	15,720 円		

備考

- 1 略
- 2 未就学児のうち、3歳未満の乳幼児は、無料とする。
- 3～5 略

改正前

屋外プール		520 円
個室	1 時間につき 1 室	2,060 円

備考

- 1 略
 - 2 未就学児のうち3歳未満の者は、無料とする。
 - 3 略
- (2) 交流促進施設光鱗

区分		単位	上限額	
宿泊利用 宿泊室	和室	中学生以上	11,830 円	
		小学生	10,290 円	
		未就学児	7,200 円	
	洋室	中学生以上	11,320 円	
		小学生	9,780 円	
		未就学児	6,690 円	
	フレン ズルー ム	中学生以上	1人 1泊につき	27,260 円
		小学生		25,720 円
		未就学児		22,630 円
	ステュ ーデー オール ム	中学生以上		42,180 円
		小学生		40,630 円
		未就学児		37,550 円
日帰り利用	1 室 1 時間 につき	2,060 円		
多目的ホール	4 時間 まで	30,860 円		
	4 時間 を超える 場合 1 時間 につき	15,430 円		

備考

- 1 略
- 2 未就学児のうち、3歳未満の者は、無料とする。
- 3～5 略

改正案			改正前		
別表第2（第15条関係）			別表第2（第15条関係）		
区分	単位	上限額	区分	単位	上限額
特例占有時有料施設の全部又は一部を占有して利用する場合	4時間まで	52,390円	特例占有時有料施設の全部又は一部を占有して利用する場合	4時間まで	51,430円
	4時間を超える場合1時間につき	31,430円		4時間を超える場合1時間につき	30,860円
備考 略			備考 略		

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第57号
提 出 課	観光振興課

上越市吉川ゆったりの郷条例の一部改正について

1 改正理由

本年10月からの消費税率の引上げを受け、吉川ゆったりの郷の利用料金の上限額を改定するほか、所要の改正を行うもの

2 改正内容

(1) 施設の利用料金の上限額及び年齢区分を次のように改定する。(別表第1関係)

区 分		単 位	現 行	改定後
浴場	中学生以上	1 人	620 円	800 円
	小学生		360 円	
	未就学児 (3歳以上)			350 円
酵素風呂	中学生以上	1 人	2,160 円	2,200 円
	小学生		1,080 円	1,100 円
和室	21 畳の室	1 室 2 時間 まで	5,150 円	5,240 円
	15 畳の室		3,090 円	3,150 円
	12 畳以下の室		2,060 円	2,100 円
ゲートボール場		1 面 2 時間 まで	1,550 円	1,580 円

(2) 回数利用券の料金の上限額及び年齢区分を次のように改定する。(別表第2関係)

区 分		単 位	現 行	改定後
浴場	中学生以上	12 枚つづり	6,200 円	8,000 円
	小学生		3,600 円	
	未就学児 (3歳以上)			3,500 円
酵素風呂	中学生以上	7 枚つづり	10,800 円	11,000 円
	小学生		5,400 円	
	未就学児 (3歳以上)			5,500 円

(3) (1)の改正は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用について適用し、施行日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

(4) (2)の改正は、施行日以後に発行する回数利用券について適用し、施行日前に発行された回数利用券については、なお従前の例による。(附則第3項関係)

3 施行期日

平成31年10月1日

4 上越市吉川ゆったりの郷条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改正案					改正前				
別表第1 (第14条関係)					別表第1 (第14条関係)				
	区分	単位	上限額	摘要		区分	単位	上限額	摘要
浴場	中学生以上	1人	800円	・3歳未満の乳幼児は、無料とする。	浴場	一般	1人	620円	・未就学児は、無料とする。
	小学生以下		350円			小学生		360円	
酵素風呂	中学生以上	1人	2,200円	・浴場の利用料金を含む。	酵素風呂	一般	1人	2,160円	・未就学児は、無料とする。 ・浴場の利用料金を含む。
	小学生以下		1,100円			小学生		1,080円	
和室	21畳の室	1室 2時間 まで	5,240円		和室	21畳の室	1室 2時間 まで	5,150円	
	15畳の室		3,150円			15畳の室		3,090円	
	12畳以下の室		2,100円			12畳以下の室		2,060円	
ゲートボール場	1面 2時間 まで		1,580円		ゲートボール場	1面 2時間 まで		1,550円	
備考 略					備考 略				
別表第2 (第14条関係)					別表第2 (第14条関係)				
	区分	単位	上限額	摘要		区分	単位	上限額	摘要
浴場	中学生以上	12枚 つづり	8,000円		浴場	一般	12枚 つづり	6,200円	
	小学生以下		3,500円			小学生		3,600円	
酵素風呂	中学生以上	7枚つづり	11,000円	・酵素風呂の回数利用券による浴場の利用は、可能とする。	酵素風呂	一般	7枚つづり	10,800円	・酵素風呂の回数利用券による浴場の利用は、可能とする。
	小学生以下		5,500円			小学生		5,400円	
備考 略					備考 略				

所 管 委 員 会	文教経済委員会
関 係 案 件	議案第58号
提 出 課	観光振興課

上越市牧湯の里深山荘条例の一部改正について

1 改正理由

本年10月からの消費税率の引上げを受け、牧湯の里深山荘の利用料金の上限額を改定するほか、所要の改正を行うもの

2 改正内容

(1) 施設の利用料金の上限額及び年齢区分を次のように改定する。(別表関係)

区 分		単 位	現 行	改 定 額	
入館（大浴場）	中学生以上	1 人	520 円	600 円	
	小学生		310 円	350 円	
	未就学児（3歳以上）				
体験室 広間（大広間・中広間） 交流研修室 会議室		1 室 1 時間 につき	620 円	630 円	
和室（新館）	日帰り利用	1 室 1 時間 につき	620 円	630 円	
	宿泊利用	中学生以上	5,450 円	5,550 円	
		小学生	1 人 1 泊	4,840 円	4,930 円
未就学児 （3歳以上）			3,090 円	3,150 円	
和室（本館）	日帰り利用	1 室 1 時間 につき	420 円	420 円	
	宿泊利用	中学生以上	4,420 円	4,500 円	
		小学生	1 人 1 泊	3,710 円	3,770 円
		未就学児 （3歳以上）		1,860 円	1,890 円
ゲートボール場		1 時間につ き	260 円	270 円	

(2) 土曜日及び休日の前日に和室を利用する場合の上限額を、1,030円から1,050円に改定する。(別表関係)

(3) (1)及び(2)の改正は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

平成31年10月1日

4 上越市牧湯の里深山荘条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案				改 正 前					
別表(第14条関係)				別表(第14条関係)					
区分		単位	上限額	区分		単位	上限額		
入館 (大浴場)	中学生以上	1人	600円	入館 (大浴場)	中学生以上	1人	520円		
	小学生以下		350円		小学生		310円		
体験室 広間(大広間・中広間) 交流研修室 会議室		1室1時間につき	630円	体験室 広間(大広間・中広間) 交流研修室 会議室		1室1時間につき	620円		
和室 (新館)	日帰り利用		1室1時間につき	630円	和室 (新館)	日帰り利用		1室1時間につき	620円
	宿泊利用	中学生以上	1人1泊	5,550円		宿泊利用	中学生以上	5,450円	
		小学生		4,930円			3歳以上就学前までの者	4,840円	
		3歳以上就学前までの者		3,150円				3,090円	
和室 (本館)	日帰り利用		1室1時間につき	420円	和室 (本館)	日帰り利用		1室1時間につき	420円
	宿泊利用	中学生以上	1人1泊	4,500円		宿泊利用	中学生以上	4,420円	
		小学生		3,770円			3歳以上就学前までの者	3,710円	
		3歳以上就学前までの者		1,890円				1,860円	
ゲートボール場		1時間につき	270円	ゲートボール場		1時間につき	260円		
備考				備考					
1 略				1 略					
2 土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の前日に和室の宿泊利用をする場合の上限額は、この表に定める額に <u>1,050円</u> を加算した額とする。				2 土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の前日に和室の宿泊利用をする場合の上限額は、この表に定める額に <u>1,030円</u> を加算した額とする。					
3 <u>3歳未満の乳幼児の入館及び和室の宿泊利用の利用料金は、無料とする。</u>				3 <u>未就学児の入館及び3歳未満の者の</u> <u>和室の宿泊利用の利用料金は、無料とする。</u>					
4~6 略				4~6 略					

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第 5 9 号
提 出 課	観光振興課

上越市柿崎マリンホテルハマナス条例の一部改正について

1 改正理由

本年 1 0 月からの消費税率の引上げを受け、柿崎マリンホテルハマナスの利用料金
の上限額を改定するほか、所要の改正を行うもの

2 改正内容

(1) 施設の利用料金の上限額及び年齢区分を次のように改定する。(別表関係)

区 分		単 位	現 行	改定後
宿泊室	宿泊利用	特別宿泊室	1 人 1 泊	11,300 円
		一般宿泊室		9,300 円
	日帰り利用		1 室 4 時間まで	6,480 円
会議室		1 室 4 時間まで	10,800 円	11,000 円
浴室	中学生以上	1 人	620 円	650 円
	小学生以下 (3歳以上)			350 円

(2) (1)の改正は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用につ
いては、なお従前の例によることとする。(附則第 2 項関係)

3 施行期日

平成 3 1 年 1 0 月 1 日

4 上越市柿崎マリンホテルハマナス条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案					改 正 前				
別表 (第 1 4 条関係)					別表 (第 1 4 条関係)				
区分	単位	上限額	摘要		区分	単位	上限額	摘要	
特 別 宿 泊 室		11,510 円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左に定める額は、浴室の利用料金を含むものとする。 ・ 飲食料金を除く。 ・ 3歳未満の 		特 別 宿 泊 室		11,300 円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左に定める額は、浴室の利用料金を含むものとする。 ・ 飲食料金を除く。 ・ 3歳未満の 	

改正案				改正前					
宿泊室	宿泊利用	1人 1泊	9,480円	乳幼児は、無料とする。 ・3歳以上小学生以下の者は、左に定める額に80%を乗じて得た額を上限額とする。	宿泊室	宿泊利用	1人 1泊	9,300円	乳幼児は、無料とする。 ・3歳以上小学生以下の者は、左に定める額に80%を乗じて得た額を上限額とする。
	一般宿泊室						一般宿泊室		
	日帰り利用	1室4時間まで	6,600円	・利用時間が4時間を超えるときは、超過利用時間1時間までごとに左に定める額に20%を乗じて得た額を加えた額を上限額とする。		日帰り利用	1室4時間まで	6,480円	・利用時間が4時間を超えるときは、超過利用時間1時間までごとに左に定める額に20%を乗じて得た額を加えた額を上限額とする。
会議室		1室4時間まで	11,000円		会議室		1室4時間まで	10,800円	
浴室	中学生以上	1人	650円	・3歳未満の乳幼児は、無料とする。	浴室		1人	620円	・3歳未満の乳幼児は、無料とする。
	小学生以下		350円						
備考 略				備考 略					

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第60号
提出課	観光振興課

上越市大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館条例の一部改正について

1 改正理由

本年10月からの消費税率の引上げを受け、大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館の利用料金の上限額を改定するほか、所要の改正を行うもの

2 改正内容

(1) 施設の利用料金の上限額及び年齢区分を次のように改定する。(別表第1関係)

ア 浴場及びプール

区分	単位	現行				改定後	
		大人	中学生	小学生	未就学児 (3歳以上)	中学生 以上	小学生 以下
浴場	1人1回	720円	670円	570円		800円	350円
プール		1,030円	830円	620円		1,050円	630円
浴場及びプール		1,240円	930円	720円		1,670円	890円

イ 和室及びトレーニング室

区分	単位	現行		改定後		
		上限額	超過利用料 金の上限額	上限額	超過利用料 金の上限額	
トレーニング室	4時間	8,230円	1時間につき 3,090円	8,390円	1時間につき 3,150円	
和室	1室	2時間	3,090円	1時間につき 1,030円	3,150円	1時間につき 1,050円
	2室をつなげて 一体的に利用する場合		5,150円	1時間につき 2,060円	5,240円	1時間につき 2,100円
	3室をつなげて 一体的に利用する場合		8,230円	1時間につき 3,090円	8,390円	1時間につき 3,150円

(2) 定期利用券の料金の上限額及び年齢区分を次のように改定する。(別表第2関係)

区分	期間	現行		改定後	
		浴場及びプールの 定期利用券の 上限額	浴場の定期利用 券の上限額	浴場及びプールの 定期利用券の 上限額	浴場の定期利用 券の上限額
大人	1月	19,600円	12,320円	19,790円	12,450円
中学生					
大人	3月	46,360円	32,810円	46,780円	33,160円
中学生					

小学生	1月	11,300円		11,470円
未就学児 (3歳以上)				

(3) 回数利用券の料金の上限額を次のように改定する。(別表第3関係)

区 分	単 位	現 行	改定後
浴場	12枚つづり	7,200円	8,000円
プール		10,300円	10,500円
浴場及びプール		12,400円	16,700円

(4) (1)の改正は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用について適用し、施行日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

(5) (2)及び(3)の改正は、施行日以後に発行する定期利用券及び回数利用券について適用し、施行日前に発行された定期利用券及び回数利用券については、なお従前の例によることとする。(附則第3項関係)

3 施行期日

平成31年10月1日

4 上越市大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案				改 正 前				
別表第1(第15条関係)				別表第1(第15条関係)				
(1) 浴場及びプールの利用料金				(1) 浴場及びプールの利用料金				
区分	単位	上限額		区分	単位	上限額		
		中学生以上	小学生以下			大人	中学生	小学生
浴場	1人1回	800円	350円	浴場	1人 1回	720円	670円	570円
プール		1,050円	630円	プール		1,030円	830円	620円
浴場及びプール		1,670円	890円	浴場及びプール		1,240円	930円	720円
備考				備考				
1 3歳未満の乳幼児の利用料金は、無料とする。				1 未就学児の利用料金は、無料とする。				
2 略				2 略				
(2) 和室及びトレーニング室の利用料金				(2) 和室及びトレーニング室の利用料金				
区分	単位	上限額	超過利用料金の上限額	区分	単位	上限額	超過利用料金の上限額	
トレーニング室	4時間	8,390円	1時間につき3,150円	トレーニング室	4時間	8,230円	1時間につき3,090円	
1室		3,150円	1時間につき1,050円	1室		3,090円	1時間につき1,030円	

改 正 案

和室	2室をつな げて一体的 に利用する 場合	2時 間	5,240円	1時間につ き2,100円
	3室をつな げて一体的 に利用する 場合		8,390円	1時間につ き3,150円

備考 略

別表第2（第15条関係）

区分	期間	浴場及びプールの定期利用券の上限額	浴場の定期利用券の上限額
中学生以上	1月	19,790円	12,450円
	3月	46,780円	33,160円
小学生以下	1月	11,470円	

備考 略

別表第3（第15条関係）

区分	単位	回数利用券の上限額
浴場	12枚つづ り	8,000円
プール		10,500円
浴場及びプール		16,700円

備考 略

改 正 前

和室	2室をつな げて一体的 に利用する 場合	2時 間	5,150円	1時間につ き2,060円
	3室をつな げて一体的 に利用する 場合		8,230円	1時間につ き3,090円

備考 略

別表第2（第15条関係）

区分	期間	浴場及びプールの定期利用券の上限額	浴場の定期利用券の上限額
大人	1月	19,600円	12,320円
	3月	46,360円	32,810円
中学生	1月	15,470円	
小学生	1月	11,300円	

備考 略

別表第3（第15条関係）

区分	単位	回数利用券の上限額
浴場	12枚つづ り	7,200円
プール		10,300円
浴場及びプール		12,400円

備考 略

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第 6 1 号
提 出 課	観光振興課

上越市吉川スカイトピア遊ランド条例の一部改正について

1 改正理由

本年 10 月からの消費税率の引上げを受け、吉川スカイトピア遊ランドの利用料金の上限額を改定するほか、所要の改正を行うもの

2 改正内容

(1) 施設の利用料金の上限額を次のように改定する。(別表関係)

ア 吉川体験と創造の館の利用料金

区 分		単 位	現 行	改定後	
宿泊室	宿泊利用	中学生以上	1 人	7,130 円	7,260 円
		小学生		5,940 円	6,050 円
日帰り利用		1 室 1 時間	520 円	530 円	
体育室			1,030 円	1,050 円	

イ 吉川体験交流センターの利用料金

区 分		単 位	現 行	改定後
研修室の占用利用		1 室 1 時間	1,030 円	1,050 円
休憩室の占用利用			680 円	700 円
農産加工室の占用利用			1,030 円	1,050 円
入館料	中学生以上	1 人	420 円	450 円
	小学生以下		210 円	300 円

(2) 吉川体験交流センターの入館料について、3歳未満の乳幼児の入館料を無料とする。(別表関係)

(3) (1)及び(2)の改正は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第 2 項関係)

3 施行期日

平成 31 年 10 月 1 日

4 上越市吉川スカイトピア遊ランド条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
別表(第 16 条関係) (1) 吉川体験と創造の館の利用料金	別表(第 16 条関係) (1) 吉川体験と創造の館の利用料金

改 正 案

区分		単位	上限額	摘要
宿泊利用	中学生以上	1人	7,260円	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児は、無料とする。 ・飲食料金を除く。 ・吉川体験交流センターの入館料を含む。
	小学生		6,050円	
日帰り利用		1室1時間	530円	利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
体育室			1,050円	

備考 略

(2) 吉川体験交流センターの利用料金

区分	単位	上限額	摘要	
研修室の占用利用	1室1時間	1,050円	利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。	
休憩室の占用利用		700円		
農産加工室の占用利用		1,050円		
入館料	中学生以上	1人	450円	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴施設の利用料金を含む。 ・3歳未満の乳幼児は、無料とする。
	小学生以下		300円	

備考 略

改 正 前

区分		単位	上限額	摘要
宿泊利用	中学生以上	1人	7,130円	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児は、無料とする。 ・飲食料金を除く。 ・吉川体験交流センターの入館料を含む。
	小学生		5,940円	
日帰り利用		1室1時間	520円	利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
体育室			1,030円	

備考 略

(2) 吉川体験交流センターの利用料金

区分	単位	上限額	摘要	
研修室の占用利用	1室1時間	1,030円	利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。	
休憩室の占用利用		680円		
農産加工室の占用利用		1,030円		
入館料	中学生以上	1人	420円	入浴施設の利用料金を含む。
	小学生以下		210円	

備考 略

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第 6 2 号
提 出 課	観光振興課

上越市板倉保養センター条例の一部改正について

1 改正理由

本年 10 月からの消費税率の引上げを受け、板倉保養センターの利用料金の上限額を改定するほか、所要の改正を行うもの

2 改正内容

(1) 施設の利用料金の上限額及び年齢区分を次のように改定する。(別表関係)

区 分			単 位	現 行	改 定 後	
あしんの里	浴室	中学生以上	1 人	520 円	650 円	
		小学生		310 円	350 円	
		未就学児 (3 歳以上)				
やすらぎ荘	和室	宿泊利用	8 畳	中学生以上	5,560 円	5,670 円
				小学生	4,200 円	4,280 円
	日帰り利用	8 畳	1 室 4 時間 まで	2,370 円	2,420 円	
				15 畳	4,320 円	4,400 円
やすらぎゲートボール場			1 面 1 時間 につき	520 円	530 円	

(2) (1)の改正は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第 2 項関係)

3 施行期日

平成 31 年 10 月 1 日

4 上越市板倉保養センター条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案					改 正 前				
別表 (第 14 条関係)					別表 (第 14 条関係)				
区分		単位	上限額	摘要	区分		単位	上限額	摘要
浴室	中学生以上	1 人	650 円	和室の宿泊利用者及び 3 歳未満の	浴室	小学生	1 人	310 円	未就学児及び和室の宿泊利用者は、
	小学生以下		350 円			中学生以上		520 円	

改正案				改正前			
ゑしんの里やすらぎ荘	和室	宿泊利用	中学生以上	1人	5,670円	乳幼児は、無料とする。 ・ 飲食料金を除く。 ・ 未就学児は、無料とする。ただし、寝具の利用料金額の上限額は、別に定める額とする。	無料とする。 ・ 飲食料金を除く。 ・ 未就学児は、無料とする。ただし、寝具の利用料金額の上限額は、別に定める額とする。
			小学生		4,280円		
	日帰り利用	8畳	1室	4時間	2,420円		
			15畳	4時間まで	4,400円		
	やすらぎゲートポータル場			1面	1時間につき	530円	・ ゑしんの里やすらぎ荘の利用者は、無料とする。
備考 略				備考 略			

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第71号
提出課	観光振興課

指定管理者の指定について（くわどり湯ったり村、ヨーデル金谷、ゆったりの家）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	リフレ上越山里振興株式会社
所在地	上越市大字皆口 601 番地
設立年月日	平成 10 年 12 月 18 日
設立目的	市民の憩いの場の創出と中山間地域の活性化を図ること及び朝市の開催や地域産品の食材活用を通じて中山間地農業の活力を図ることを目的とする。
団体の事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 上越市の所有若しくは管理する不動産及び温泉保養施設、農林産加工施設、地域食材供給施設の管理運営に関する事業 ② 飲食店の経営 ③ 食料品、酒類、清涼飲料、観光土産品、たばこ、医薬品、新聞、書籍及び日用品雑貨の販売 ④ しいたけ、きのこ類の生産及び加工、販売並びにその原木の販売 ⑤ 山菜類の採取、生産及び加工、販売 ⑥ 米穀類及び農林水産物の加工及び販売 ⑦ 観光広告及び宣伝に関する事業 ⑧ 文化振興に関する事業 ⑨ 各種イベントの企画、構成に関する事業 ⑩ 前各号に付帯する一切の事業

(2) 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

(3) 指定の理由

同社は、リフレッシュビレッジ施設を管理運営するために設立された第三セクターであり、中山間地域の活性化や中山間地農業の振興に取り組んできた実績があり、また、これまでも指定管理者として施設を適正に管理してきたことから、公募は行わず、引き続きリフレ上越山里振興株式会社を指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

① 管理運営方針

- ・ 西部中山間地域の魅力の発信と同地域の活性化を会社の大きな目標と捉え、地域団体などと連携を図りながら、山里資源を活用した「観光振興」や、食を通じた「地産地消」に取り組み、「地域の活性化＝会社業績」となるよう運営を行う。
- ・ 「地域団体及び地域代表」などから取締役を選任するとともに、取締役会の補完組織として、地域の代表者などで構成した「経営委員会」を設置し、地域の要望・意見を集約し、管理運営を行う。

② サービスの向上

- ・ スタッフ間での情報交換や意見交換を図り、スタッフ自身が考え行動するとともに、良いサービスが提供できるようスタッフを育成していく。
- ・ 利用者ニーズを的確に把握し、日常の営業活動に生かせる仕組みづくりの構築を行う。
- ・ 現場からの意見を積極的に求め、可能なものから迅速に対応していく。

③ 目標とする施設利用者数

(単位：人)

区 分	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
くわどり湯ったり村	58,500	59,000	60,000
ヨーデル金谷	22,300	22,500	22,800
ゆったりの家	950	970	1,000
計	81,750	82,470	83,800

2 審査

(1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合するものでなければならない。

- ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービスの向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(2) 候補者の決定

次の理由から候補者として決定した。

- ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったため。
- イ 書類審査を行い、「適切な管理」「サービスの向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について、適切か(○)・不適切か(×)の評価を行った上で、総合的に適切と判断できたため。

【審査結果】

		評価	評価コメント
審査項目	適切な管理	○	適正な人員配置、安全対策などを実施していくこととしている。
	サービス向上	○	利用者ニーズを的確に把握し、具体的な方策を検討し、実施することとしている。
	管理の安定	○	債務超過の状態であるが、経営改善に取組み、直近の収支状況等から改善が見込まれる。
	経費の縮減	○	地域住民からの協力を得るなど、サービス低下が生じないよう経費削減を図ることとしている。
	その他項目	○	地域の伝統文化の継承や、地域の活性化に資する取組を推進するなど、地域での役割・貢献度が著しく高い。
総合評価		○	くわどり湯ったり村、ヨーデル金谷、ゆったりの家の指定管理候補者として適切である。

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

① 債務負担行為設定額	②+③+④	128,799
② H31年度指定管理委託料		42,933
	(内訳) くわどり湯ったり村	34,980
	ヨーデル金谷	7,040
	ゆったりの家	913
③ H32年度指定管理委託料		42,933
	(内訳) くわどり湯ったり村	34,980
	ヨーデル金谷	7,040
	ゆったりの家	913
④ H33年度指定管理委託料		42,933
	(内訳) くわどり湯ったり村	34,980
	ヨーデル金谷	7,040
	ゆったりの家	913
⑤ 前指定期間の指定管理料平均額		44,418
⑥ 指定管理料の増減額	①- (⑤×3年)	△4,455

(2) 主な増減理由

ゆったりの家の管理形態の見直しによる人件費の削減が、主な減額理由である。対応人数や従事時間を縮減したため、指定管理委託料が減額となった。

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第72号
提出課	観光振興課

指定管理者の指定について(安塚雪だるま高原(キューピットバレイスキー場等4施設))

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	株式会社キューピットバレイ
所在地	上越市安塚区須川 4820 番地
設立年月日	平成 11 年 5 月 6 日
設立目的	新潟県のリゾート開発構想「マイライフ・リゾート新潟」の重点整備地区に位置付けられ、菱ヶ岳山麓にオールシーズンリゾートとして整備された、雪だるま高原施設（キューピットバレイスキー場・ゆきだるま温泉雪の湯等）を効果的に運営し、交流人口の拡大による観光産業の振興と地域全体の活性化を図る。
団体の事業	① キューピットバレイスキー場、ゆきだるま温泉雪の湯、菱ヶ岳グリーンパーク等、安塚雪だるま高原施設の管理運営 ② 旅行斡旋及び観光案内に関する事業 ③ 農林水産物、農林加工品、観光土産品の販売

(2) 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

(3) 指定の理由

同社は、安塚雪だるま高原施設を管理運営するために設立された第三セクターであり、交流人口の拡大や観光産業の振興に取り組んできた実績があり、また、これまでも指定管理者として施設を適正に管理してきたことから、公募は行わず、引き続き株式会社キューピットバレイを指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

<p>① 管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上越市の観光振興の中核的施設の一つとして位置付けられる「雪だるま高原施設」のさらなる活性化を図る。 ・過去の指定管理経験を生かし、現況に合った雪だるま高原施設の運営を展開する。 ・今後の利用客の減少が必至であることから、施設の利用動向を踏まえ従業員の確保、勤務体制等も念頭におき施設サービスの在り方を検討する。 ・施設の運営、営業においては自然環境や天候に左右される不安定要素も大きく、それらをカバーできる経営努力を行うとともに、抜本的な施設の見直しを提案し、改善していく。

② 施設の利用促進を図るための具体的な方策

- ・ スキー場の集客増を戦略的に実行するため、より専門的観点から他スキー場経営者及びプロライダー等との連携強化を行い、集客の増加策を実行する。
- ・ 100 km圏内の営業強化と他スキー場とのシーズン券等タイアップ等の企画によるエリアバリューを向上する。
- ・ 市内外の小中学校のスキー授業の受入増強と県外学校の誘致
- ・ 初心者、ファミリー客の受け入れ増強のため、特別リフト券の配布、毎週子ども向けイベントの開催
- ・ リピーターの確保、新規団体客の確保のためDM等による営業強化
- ・ 台湾からのツアー受入を始めとしたインバウンド営業を拡充
- ・ 利用者が安心して楽しく利用できるための魅力ある商品を充実させる。
(飲食、宴会、宿泊、入浴などのサービス・商品力のアップとパッケージ化)
- ・ 上越市内の資源や食材を活用した地産地消の確立
- ・ 夏期シーズン特定繁忙期間における集客イベントの実施

③ 目標とする施設利用者数

(単位：人)

区 分	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
キューピットバレイスキー場 (センターハウス、ふれあい昆虫館)	100,000	90,000	80,000
キューピットビレッジ	10,000	9,000	8,000
ゆきだるま温泉雪の湯	60,000	54,000	48,000
久比岐野	6,000	5,400	4,800
棚田動植物公園	500	450	400
計	176,500	158,850	141,200

2 審査

(1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合するものでなければならない。

- ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービスの向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(2) 候補者の決定

次の理由から候補者として決定した。

- ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったため。
- イ 書類審査を行い、「適切な管理」「サービスの向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について、適切か（○）・不適切か（×）の評価を行った上で、総合的に適切と判断できたため。

【審査結果】

		評価	評価コメント
審査項目	適切な管理	○	対象の施設について、適切に管理できている。
	サービス向上	○	現行事業の見直し、施設環境や利用客に応じたサービスの向上に努めている。
	管理の安定	○	施設の設置目的に合った会社であり適切に管理されている。
	経費の縮減	○	施設の状況を熟知し、営業努力による経費削減が図られ、実績が出ている。
	その他項目	○	今後の施設の在り方や経営改善について、取組む意欲や考えがみられる。
総合評価		○	安塚雪だるま高原施設の指定管理候補者として適切である。

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

① 債務負担行為設定額	②+③+④	92,400
② H31年度指定管理委託料		41,580
③ H32年度指定管理委託料		27,720
④ H33年度指定管理委託料		23,100
⑤ 前指定期間の指定管理料平均額		15,752
⑥ 指定管理料の増減額	① - (⑤×3年)	45,144

(2) 主な増減理由

市が想定した標準的な人員配置及び人件費により算定された指定管理料基準額と、前指定期間の指定管理料との乖離を是正したことや、近年のスキー人口の動向を踏まえ増額とした。

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第73号
提出課	観光振興課

指定管理者の指定について（三和ネイチャーリングホテル米本陣）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	三和振興株式会社
所在地	上越市三和区宮崎新田 124 番地 1
設立年月日	平成 5 年 3 月 25 日
設立目的	三和区の観光施設の管理運営や観光振興とともに、地域の活性化を図るため
団体の事業	① ホテル、旅館の管理運営 ② 食堂、レストラン、売店の管理運営 ③ 酒類の販売 ④ 市場調査、広告宣伝に関する業務

(2) 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

(3) 指定の理由

同社は、三和ネイチャーリングホテル米本陣を管理運営するために設立された第三セクターであり、観光産業の振興や地域の活性化に取り組んできた実績があり、また、これまでも指定管理者として施設を適正に管理してきたことから、公募は行わず、引き続き三和振興株式会社を指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

<p>① 管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 三和区唯一の宿泊施設であり観光の拠点として、また、上越市民の憩いの場、保養の場として利用いただけるよう施設運営を行う。 また、景色抜群の空中風呂などを活かし、一息つける施設となるよう努め、関係団体とも連絡を取り合い、地元三和をはじめ多くの方に愛される施設運営を行う。 <p>② 施設の利用促進を図るための具体的な方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設に関わる地元応援隊を、会員自ら自主的に活動する組織となるよう見直し施設の利用促進に協力いただけるよう働きかけを行う。 チラシや新聞、雑誌等への定期的な情報提供及び企業団体への訪問営業を行う。 お客様の満足度を高めることにより、リピーターを確実に確保するとともに、その方からの紹介により新規のお客様を獲得する。
--

③ 目標とする施設利用者数

(単位：人)

区 分	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
宿泊	4,670	5,150	5,600
日帰り (宴会)	7,890	7,150	6,300
風呂	7,000	7,000	7,000
レストラン	1,690	-	-
計	21,250	19,300	18,900

※平成 31 年度途中から、レストラン休止予定。

2 審査

(1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合するものでなければならない。

- ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービスの向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(2) 候補者の決定

次の理由から候補者として決定した。

- ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったため。
- イ 書類審査を行い、「適切な管理」「サービスの向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について、適切か (○)・不適切か (×) の評価を行った上で、総合的に適切と判断できたため。

【審査結果】

		評価	評価コメント
審査項目	適切な管理	○	必要最低限の人員構成であり、利用者に「おなじみ感」を与えて安心頂ける体制である。
	サービス向上	○	スタッフ間や地域との意見交換や施設の情報発信を行うと伴に、利用者への目配り気配りを実施するとしている。
	管理の安定	○	現状に見合った収支計画となっている。
	経費の縮減	○	不採算部門の見直しや経費削減を実施すると伴に、JHD のスケールメリットを活かしていくとしている。
	その他項目	○	眺望・料理の質への付加価値である人的サービス向上に向けて努力している。
総合評価		○	三和ネイチャーリングホテル米本陣の指定管理候補者として適切である。

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

① 債務負担行為設定額	②+③+④	10,890
② H31年度指定管理委託料		5,940
③ H32年度指定管理委託料		2,750
④ H33年度指定管理委託料		2,200
⑤ 前指定期間の指定管理料平均額		3,655
⑥ 指定管理料の増減額	① - (⑤×3年)	△75

(2) 主な増減理由

市が想定した標準的な人員配置及び人件費により算定された指定管理料基準額と、前指定期間の指定管理料との乖離を是正したことや、維持管理費の精査により減額した。

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第74号
提出課	観光振興課

指定管理者の指定について（うみてらす名立）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	株式会社ゆめ企画名立
所在地	上越市名立区名立大町 4280 番地 1
設立年月日	平成 11 年 10 月 8 日
設立目的	交流拠点施設である、うみてらす名立の管理運営を通して、人的・物的交流の拡大による地域経済の活性化や新たな就業機会の創出を図るため。
団体の事業	① 上越市所有の温浴施設、宿泊施設及び物産館の経営並びに維持管理業務 ② 海産物、農産物及び山菜の加工、販売 ③ 魚介類、生鮮食料品及び観光土産品の販売 ④ 清涼飲料水、食料品、日用雑貨及び衣料品の販売

(2) 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

(3) 指定の理由

同社は、うみてらす名立を管理運営するために設立された第三セクターであり、交流人口の拡大や地域経済の活性化に取り組んできた実績があり、また、これまでも指定管理者として施設を適正に管理してきたことから、公募は行わず、引き続き株式会社ゆめ企画名立を指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

① 管理運営方針	<ul style="list-style-type: none"> 企業テーマを「家族の絆作り応援隊」とし家族並びに地域内のコミュニケーションを深めていただくとともに、会社と顧客が「相思相愛」になれる環境を築き、食彩リゾートとしての魅力を高める。 スタッフミーティングを充実させ個々の能力とアイデアを活かし、全員で利益を勝ち取る様々な施策の創造と実行を強化する。 「観光サービス業における御用聞き」をスローガンに掲げ、今までに無い感動を呼ぶ切り口で、地元地域から近隣県まで顧客獲得に向けた取り組みを行う。 スタッフ一人一人がコスト意識を高める教育を行い、原価意識と販管費の管理強化を進めるとともに、黒字体質化に向けて会社全体で取り組む。
② 施設の利用促進を図るための具体的な方策	<ul style="list-style-type: none"> マーケティングを強化し、ターゲットの絞込を行う。 営業プランシートによる年間計画を立てイベントの取り組みを行う。

- ・旅行エージェントへの営業強化により団体売上増を目指す。
- ・ホテル宿泊プランのネット販売を強化する。
- ・各種イベント開催を増加させ集客を図る。
- ・SNSを活用し施設やイベントのPRを図る。

③ 目標とする施設利用者数

(単位：人)

区 分	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
宿泊	11,500	11,500	11,500
日帰り（宴会）	193,000	193,000	193,000
風呂	125,500	125,500	125,500
レストラン	50,000	50,000	50,000
計	380,000	380,000	380,000

2 審査

(1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合するものでなければならない。

- ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービスの向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(2) 候補者の決定

次の理由から候補者として決定した。

- ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったため。
- イ 書類審査を行い、「適切な管理」「サービスの向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について、適切か（○）・不適切か（×）の評価を行った上で、総合的に適切と判断できたため。

【審査結果】

		評価	評価コメント
審査項目	適切な管理	○	部門毎に細かく組織が構成され、責任体制が適切に整っている。
	サービス向上	○	施設や市内の情報発信を行い、また区内外の各種団体と連携を深め、より良いサービス提供に期待ができる。
	管理の安定	○	適切な収支計画である。
	経費の縮減	○	水道光熱費の削減を実施し、併せて不採算部門の見直しや合理化を図るとしている。
	その他項目	○	地域の賑わい創出や社会貢献、交流人口の増加を目指す意志が高い。
総合評価		○	うみてらす名立の指定管理候補者として適切である。

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

① 債務負担行為設定額	②+③+④	118,800
② H31年度指定管理委託料		39,600
③ H32年度指定管理委託料		39,600
④ H33年度指定管理委託料		39,600
⑤ 前指定期間の指定管理料平均額		44,005
⑥ 指定管理料の増減額	① - (⑤×3年)	△13,215

(2) 主な増減理由

市が想定した標準的な人員配置及び人件費により算定された指定管理料基準額と、前指定期間の指定管理料との乖離を是正したことや、維持管理費の精査により減額した。

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第75号
提出課	観光振興課

指定管理者の指定について（吉川ゆったりの郷）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	株式会社ゆったりの郷
所在地	上越市吉川区長峰100番地
設立年月日	平成8年12月2日
設立目的	飲食店の経営、食料品、民芸品、工芸品、浴用剤、日用雑貨品の販売、各種催し物の企画・立案・開催・誘致及び宣伝、市の所有する不動産の管理、運営等の事業を行うため。
団体の事業	① 吉川ゆったりの郷の管理運営に関する業務 ② 飲食店の経営 ③ 食料品、民芸品、工芸品、浴用剤、日用雑貨品の販売

(2) 指定の期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

(3) 指定の理由

同社は、吉川ゆったりの郷を管理運営するために設立された第三セクターであり、地域の福祉向上や観光産業の振興に取り組んできた実績があり、また、これまでも指定管理者として施設を適正に管理してきたことから、公募は行わず、引き続き株式会社ゆったりの郷を指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

<p>① 管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 創立以来の「地域の福祉向上に寄与する」基本理念を忘れず、社会変化の多様性を敏感にとらえ、何が求められているか、何を提供していくべきかを常に念頭に置き、同時に社員全員「親切・丁寧・お声がけ」をモットーに管理運営に尽力する。 <p>② 施設の利用促進を図るための具体的な方策</p> <p>地域の特質を活かし、常に施設が躍動に満ちた対応を心がけるよう次の点を重視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入館者との一声運動の実施 ・ 会員登録の確保とサービスの拡充 ・ 元気老人のくつろぎの場の設置 ・ 子供を持つ世代が利用しやすい場の設置 ・ 売店の売上増進のためのお勧め品の設定 ・ 水曜サービスデー、プレミアムフライデー、夫婦の日等の設定 ・ 顧客の拡大を図るイベントの実施

- ・季節感と工夫によるレストランメニューの開発拡充
- ・地域野菜等、特産物の販売促進

③ 目標とする施設利用者数

(単位：人)

区 分	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
お風呂	75,000	75,800	76,600
酵素風呂	700	700	700
和室（貸室）	1,000	1,000	1,000
マッサージ室	1,000	1,000	1,000
食堂	50,000	51,000	52,000
ゲートボール場	2,400	2,400	2,400
自主事業の参加者・入館者	600	600	600
計	130,700	132,500	134,300

2 審査

(1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合するものでなければならない。

- ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービスの向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(2) 候補者の決定

次の理由から候補者として決定した。

- ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったため。
- イ 書類審査を行い、「適切な管理」「サービスの向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について、適切か（○）・不適切か（×）の評価を行った上で、総合的に適切と判断できたため。

【審査結果】

		評価	評価コメント
審査項目	適切な管理	○	適正な職員体系であり、日常点検や避難訓練を実施し、非常時への備えが整っている。
	サービス向上	○	意欲的に市民要望を把握し、サービスの向上を推進できる組織体制が整っている。
	管理の安定	○	過大な収入・支出を見込んでおらず、無理のない適切な収支計画である。
	経費の縮減	○	経費縮減計画が具体的であり、コスト管理体制に優れた組織である。
	その他項目	○	施設の設置目的を十分に理解しており、利用者サービスや管理運営の向上を推進できる組織である。
総合評価		○	吉川ゆったりの郷の指定管理候補者として適切である。

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

① 債務負担行為設定額	②+③+④	7,932
② H31年度指定管理委託料		5,288
③ H32年度指定管理委託料		2,644
④ H33年度指定管理委託料		0
⑤ 前指定期間の指定管理料平均額		5,192
⑥ 指定管理料の増減額	① - (⑤×3年)	△7,644

(2) 主な増減理由

市が想定した標準的な人員配置及び人件費により算定された指定管理料基準額と、前指定期間の指定管理料との乖離を是正したため減額とした。

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第76号
提出課	観光振興課

指定管理者の指定について（柿崎マリンホテルハマナス）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	柿崎総合開発株式会社
所在地	上越市柿崎区上下浜 262 番地
設立年月日	平成 6 年 7 月 19 日
設立目的	観光事業、交流の拠点となる宿泊施設であるマリンホテルハマナスの管理運営を行うため。
団体の事業	①公の施設であるマリンホテルハマナスの管理運営 ②飲食料品、スポーツ用品及び日用品雑貨の販売 ③米穀類及び農林水産物の加工、販売 ④民芸品、工芸品等、特産品に関する企画立案並びに販売に関すること。

(2) 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

(3) 指定の理由

同社は、柿崎マリンホテルハマナスを管理運営するために設立された第三セクターであり、観光産業の振興や交流人口の拡大に取り組んできた実績があり、また、これまでも指定管理者として施設を適正に管理してきたことから、公募は行わず、引き続き柿崎総合開発株式会社を指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

① 管理運営方針

【基本的な考え方】

- ・施設の管理・運営の目的は「安定して収益を生む施設経営」と「従業員の雇用を守る」2点に集約される。基本方針は、常に「あるべきホテル事業」の視点から点検し、時代の変化に合わせて部門・組織などの見直しを進める。

【特色ある施設・料理・サービス】

- ・「良質な療養泉がある海辺のリゾート」をコンセプトに、ホテルの稼働率向上を目指す。企画力・営業力のフル活用により、宿泊客の維持・拡大に努める。
- ・「料理が旨いホテル」という評判が固定客の囲い込みに最も有効であることから調理技術・トレンド・素材の産地・季節感・盛り付け等を学び実践する。
- ・働き甲斐のある会社を目指す。「基本に忠実、当たり前のことを当たり前に行う」ことで顧客満足度と社員のモチベーションのアップに繋げる。

② 施設の利用促進を図るための具体的な方策

- ・新潟・長野県のバス・旅行社を対象に団体の昼食需要を開拓する。

- ・新潟・長野県のバス・旅行・マスコミ各社を対象に団体の日帰り・1泊2日の「うみがたりと地引網パック」を造成し、誘客を図る。
- ・新潟、長野、群馬県のバス・旅行・マスコミ各社を対象に個人客の1泊2日の商品を販売し、誘客を図る。
- ・じゃらん・楽天と繁閑に応じた企画を適宜売り込み、集客の拡大を図る。
- ・ホームページからの予約を増やすための工夫・改良を行う。
- ・施設を利用したお客さまにメールかハガキの礼状を出し、リピーター客を増やす。
- ・(仮称) 県立武道館・上越市体操アリーナ・柿崎ドームとタイアップし、合宿需要を作る。

③ 目標とする施設利用者数

(単位：人)

区 分	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
温浴利用	14,500	14,500	14,500
宿泊利用	5,900	5,900	5,900
日帰り貸室利用	800	800	800
レストラン	5,000	5,000	5,000
宴会	6,500	6,500	6,500
自主事業の参加者・入館者	820	900	950
計	33,520	33,600	33,650

2 審査

(1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合するものでなければならない。

- ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービスの向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(2) 候補者の決定

次の理由から候補者として決定した。

- ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったため。
- イ 書類審査を行い、「適切な管理」「サービスの向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について、適切か(○)・不適切か(×)の評価を行った上で、総合的に適切と判断できたため。

【審査結果】

		評価	評価コメント
審査項目	適切な管理	○	適正な職員体系であり、日常点検や避難訓練を実施し、非常時への備えが整っている。
	サービス向上	○	イベントの早期発信、営業強化、アンケート活用等で利用者のニーズが適切に反映される仕組みが構築されている。

	管理の安定	○	過大な収入・支出を見込んでおらず、無理のない適切な収支計画である。
	経費の縮減	○	眺望・料理の質への付加価値である人的サービス向上に向けて努力し、市が予定する管理経費よりも提案額は下回っている。
	その他項目	○	施設の目的を十分に理解されており、職員の士気を上げ、より良いサービスの提供ができる。
	総合評価	○	柿崎マリンホテルハマナスの指定管理候補者として適切である。

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

① 債務負担行為設定額	②+③+④	21,291
② H31年度指定管理委託料		8,107
③ H32年度指定管理委託料		6,655
④ H33年度指定管理委託料		6,529
⑤ 前指定期間の指定管理料平均額		4,350
⑥ 指定管理料の増減額	① - (⑤×3年)	8,241

(2) 主な増減理由

市が想定した標準的な人員配置及び人件費により算定された指定管理料基準額と、前指定期間の指定管理料との乖離を是正したことや、近年の誘客の動向を踏まえ増額とした。

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第77号
提出課	観光振興課

指定管理者の指定について（大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	株式会社大潟地域活性化センター
所在地	上越市大潟区土底浜 1081 番地 1
設立年月日	平成 5 年 8 月 3 日
設立目的	大潟区特産品の開発・販売に関する事業を行うため
団体の事業	① 大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館の施設管理運營業務 ② 大潟区の特産品の開発及び販売 ③ 食堂の経営 ④ 日用品雑貨及び食料品の販売

(2) 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

(3) 指定の理由

同社は、大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館を管理運営するために設立された第三セクターであり、地域住民の健康増進や観光産業の振興に取り組んできた実績があり、また、これまでも指定管理者として施設を適正に管理してきたことから、公募は行わず、引き続き株式会社大潟地域活性化センターを指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

① 管理運営方針

上越市の観光資源の施設であり、地域の宝でもある「鵜の浜人魚館」は、豊かな天然温泉を使用した本格的なクア施設で、創設当時の目的である地域住民の健康維持・健康増進を図る健康スポーツ施設で憩いの場でもある。その当時の思いを大切に、お客様目線で「おもてなし」の気持ちを持ってお迎えし、常に「思いやりと気配り」そして「笑顔」で接すると共に、寛いでもらえる場の提供と安全を第一に施設の管理運営を進める。

② 施設の利用促進を図るための具体的な方策

施設の特徴である温泉、温水プール、ウォータースライダー、日本海、夕日、海鮮料理などを活かした対応に心掛けていく。

- ・身近な地元地域へのこまめな営業活動の強化を図る。
- ・ホームページの活用（更新頻度の向上及びPR用動画の配信など）
- ・応援隊員の確保と連携強化によるリピーターの増加を図る。
- ・平日限定入館セット（入浴＋食事）、通年設定入館セット（プール＋食事）設定
- ・ポイントサービスデーの設定（22日の夫婦の日、26日の風呂の日等）